

福知山市立上川口小学校個人情報管理規程

福知山市立上川口小学校

(目的)

第1条 この規程は、福知山市立小中学校 学校情報セキュリティポリシーに基づき、福知山市立上川口小学校における個人情報の重要性を認識し、適切な利用と管理を行うために必要な事項を定める。

(個人情報の定義)

第2条 個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、また、識別され得るものをいう。具体的には、氏名、国籍、住所、生年月日、年齢、電話番号、家族構成、健康状態、成績等個人に関する一切の情報をいう。

(情報収集の制限)

第3条 個人情報の収集は、校長の責任のもとに、個人情報を取り扱う目的を明らかにし、その目的に必要な範囲内で、適切、妥当な手段で原則として本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4条 個人情報の利用は、職務上必要な場合に限られる。また、個人情報を本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。

(管理)

第5条 個人情報管理及び利用の責任者は校長とする。

第6条 個人情報の管理は、全ての教職員の責務であることを自覚し、個人情報の漏洩、滅失又は棄損を防止するため次のことを遵守する。

- (1) 指導要録等、保存年数に定めがある文書については、その定めにより各校で指定された場所に保管し、保存年数を過ぎた文書は、適切に処分する。
- (2) 勤務中、退勤時とも、個人情報に関する書類は、校長室にて適切に管理する。
- (3) 個人情報等の重要情報を保存した **USB** メモリー等の大型容量記憶装置（以下 **USB** メモリー等とする）は、金庫にて適切に管理する。
- (4) 個人情報は、原則として校外へ持ち出してはならない（**USB** メモリー等も含む）。校外への持ち出しを必要とする場合は、持ち出し簿に記入し、校長の許可を得なければならない。また、校内外を問わず、盗難・紛失・他者に漏洩することがないようにする。
- (5) 外部からの問い合わせについては本人の許可なく応じることはしない。

第7条 電子情報の取り扱いの安全確保のため次のことを遵守する。

- (1) 学校の校務で使用するパソコンは、原則として校務パソコンのみとする。特別の事情があり私物のパソコンを使用する場合は、校長の許可を得て、適切に使用する。
- (2) 校務パソコンには、ファイル共有ソフト（**Winny**等）を導入しない。
- (3) 校務パソコンに福知山市教育委員会の許可なくソフトウェアを導入しない。
- (4) 校務パソコン（職務に使用する私物パソコンを含む）には、各校の定めによ

り、ウイルス対策ソフトを導入し、最新のウイルス定義ファイルで常に監視する。

- (5) 校務パソコンは、原則として校外に持ち出してはならない。校外への持ち出しを必要とする場合は、各校の定めにより適切に行う。
- (6) ノートパソコン等移動の容易なパソコンは、盗難に遭わないように各校の定めにより管理する。
- (7) 学校のネットワークに校長の許可なく私物のパソコンを接続しない。
- (8) 個人情報を含む重要なデータは、校長の許可なくメール等で送らない。また、不審なファイルを開かない。
- (9) USB メモリー等のデータ保存は、必要最低限にとどめる。
- (10) パソコンに USB メモリー等を装着したまま、その場を離れない。また、USB メモリー等は児童・生徒等が手を触れることができない場所で扱う。
- (11) 個人情報が入っている USB メモリー等は、金庫にて厳重に保管し、使用は最小限にとどめ、漏洩防止に努める。
- (12) パソコン本体や外付け HD 等に保存しているバックアップデータは、金庫にて適切に管理する。
- (13) パソコンの画面の個人情報は、職員以外の者（児童・生徒、保護者、業者等）の目に触れることのないよう、必要に応じ閉じるなど適切に管理する。

(廃棄・破棄)

第 8 条 保有する必要がなくなった個人情報は他に漏洩することがないように廃棄・処分する。

第 9 条 記録媒体を破棄するときは、データ抹消ツールを用いて完全に消去するか、記録媒体を物理的に破壊する。

第 10 条 破棄する学校のパソコンは、個人に譲渡はしない。

第 11 条 私物のパソコン（公の個人情報を作成保存したことがあるもの）を譲渡、売却、廃棄する時は完全にデータを抹消する。

(報告の義務)

第 12 条 個人情報の紛失・盗難・漏洩が判明した時は、直ちに校長に報告し、その指示を受けなければならない。

附則 本規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。